

箕面市職員[行政職・区分B（技術職）] 採用試験募集案内

箕 面 市

1 試験の概要

- ◆現職で活躍されているかたでも受験しやすいように、試験内容は作文と面接1回のみです。
- ◆従って、受験にあたって、いわゆる公務員試験のための勉強は必要ありません。
- ◆令和6年3月23日に北大阪急行線が延伸され、箕面市立病院の移転や小中一貫校の新設など箕面市の更なる発展に向けたプロジェクトが今まさに進行中ですので、土木行政に関心のある職員を積極的に採用しています。
- ◆また、今年度から土木職のかたを対象に初任給調整手当として、採用から5年間・月最大2万円を支給します。
- ◆採用日については、令和8年8月～令和9年4月まで間でエントリー時の希望を踏まえて決定します。

2 採用職種、受験区分、受験資格及び予定人員

職種	受験区分	受験資格	予定人員
行政職	区分B (技術職)	下記の①に該当するかたで、②のいずれかの資格を有するかた ① 昭和42年4月2日以降に生まれたかた ② 技術士、技術士補、建築設備士、一・二級建築士、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築施工管理技士、1・2級管工事施工管理技士、1・2級造園施工管理技士 ※技術士補及び二級建築士の資格により受験資格を満たす場合は、実務経験が1年以上あるかたのみが対象です。 ※技術士補には、技術士補となる資格を有する者を含みません。	3名 程度

※地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は受験できません。

※受験者の国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しないかたについては、公権力の行使又は地方公共団体の意思形成への参画に携わる業務に従事することはできません。

3 受験手続

(1) 申込方法

下記URLまたはQRコードからお申込みください。メールアドレス入力後、登録したメールアドレスにの案内メールが送信されますので、記載のURLにアクセスし、必ず、最後まで入力してください。（入力後、送信ボタンを押すと、申込完了メールが届きます。）なお、入力フォームには、志望理由・自己PR等の文章入力及び写真のアップロード等が必要です。入力フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で、手続きをしてください。（システム上、入力には一定の時間制限があります。）

申込みURL： <https://logofom.jp/form/5CLo/1540907>

申込みQRコード：



※原則、インターネット申込みになりますが、インターネット申込みができない場合は、郵送申込みを受け付けます。郵送申込みを希望されるかたは、箕面市役所総務部職員課（tel：072-724-6707）までご連絡ください。なお、申込書類等の送付に1週間程度の時間を要しますので、日数に余裕をもってご連絡ください。

(2) 申込期間

令和8年5月17日（日）まで

※令和8年5月17日（日）の23時59分までに申込みデータが箕面市のサーバーに到着したものに限り受け付けます。申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕をもって手続きしてください。

4 試験日時及び試験会場

【第1次試験】

(1) 試験内容

作文試験

(2) 日時及び会場

○日時…令和8年5月29日（金）を予定

○会場…箕面市役所

※集合時間、場所等の詳細は令和8年5月20日（水）に電子メールで通知いたします。

※申込手続きに不備があり、失格の場合には受験案内を送付しません。また、提出された書類は返却せず、適正に管理のうえ処分しますので予めご了承ください。

【最終試験】

(1) 試験内容

面接試験

(2) 日時及び会場

○日時…令和8年6月12日（金）を予定

○会場…箕面市役所

※集合時間、場所等の詳細は、第1次試験合格者のみに電子メールで通知いたします。

5 合格発表

(1) 第1次試験合格発表

令和8年6月4日(木)

箕面市ホームページで当日午前10時に発表するとともに、合格者のみに本人あて電子メールで通知します。

(2) 最終合格発表

令和8年6月下旬以降に合否にかかわらず、本人あて郵送で通知します。

6 採用の時期

令和8年8月～令和9年4月までの間でエントリー時の希望を踏まえて決定します。

7 給与

給与は、採用時の条例等の規定により定める額が支給されます。

初任給は、大学新卒の場合、おおむね291,040円(地域手当・初任給調整手当を含む)です。ただし、職務経験等を考慮し決定されます。なお、最終学歴が大学院卒であっても、初任給の格付けその他勤務条件は大学卒の基準で決定されます。このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当が支給されます。また、6月、12月には期末手当や勤勉手当が支給されます。

【退職手当にかかる公務員間の通算制度】

退職手当の通算制度の見直しを行い、令和9年4月1日以降は、本制度が適用される要件を「相互了解のもと行われる計画的な人事交流」により採用された場合に限ることとなりました。国又は他の地方公共団体の職員であるかたが公募試験により本市に採用された場合は、採用日によって取扱いが異なりますので、ご注意ください。

	令和9年3月31日までの採用者	令和9年4月1日以降の採用者
退職手当	相互通算を前提に通算	通算なし

※「退職手当の通算制度」とは

国又は他の地方公共団体の職員から一日も空けずに箕面市の職員に採用されたかたが本市を退職する場合に、相互通算を前提に前職の公務員等としての在職期間を通算して退職手当を支給する制度

【注 意 事 項】

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後、一切返却しません。
- (2) 受験に際して箕面市が収集した個人情報、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。